

# 「憲法を逸脱・無効」

特 質 疑 問  
安 保 院  
参 考 人 参 参

## 大森元内閣法制局長官も

戦争法案を審議する参院 に対して、政府の憲法解釈 局に対しても「任務の懈怠 安 保 法 制 特 別 委 員 会 は 8 を 担 っ た 元 法 制 局 長 官 が 違 憲 ・ 逸 脱 と 指 摘 し た の は 、 だ 」 と 異 例 の 苦 言 を 呈 し ま し た 。

日、大森政輔元内閣法制局 長官ら4人を招き、参考人 衆 参 の 法 案 審 議 を 通 じ て 大 森 氏 で 3 人 目 。 法 的 安 定 性 を 無 視 し た 戦 争 法 案 の 違 憲 性 が 改 め て 浮 き 彫 り に な り ま し た 。 従 来 の 海 外 派 兵 法 で 自 衛 隊 の 活 動 区 域 と さ れ て き た 「 非 戦 闘 地 域 」 の 概 念 に つ い て 大 森 氏 は 、 米 軍 の 戦 闘 と の 「 一 体 化 」 を 避 け る た め 「 戦 闘 現 場 と の 間 に 」 緩 衝 地 帯 を 置 く 立 法 上 の 工 夫 だ っ た と 説 明 。 戦 争 法 案 で 「 非 戦 闘 地 域 」 を 撤 廃 し 、 「 戦 闘 地 域 」 で の 活 動 を 可 能 に し た 点 に つ い て は 、 「 戦 闘 地 域 は 時 々 刻 々 変 化 す る 。 あ る 日 、 戦 闘 地 域 の ど 真 ん 中 に い る こ と が 起 こ る 」 と 警 鐘 を 鳴 ら し ま し た 。 日 本 共 産 党 の 井 上 哲 士 議 員 の 質 問 に 答 え ま し た 。

容認の「閣議決定」につい て、「憲法の基本原則から の 重 大 な 逸 脱 」 で 違 憲 と の 見 方 を 示 し 、 「 無 効 と 解 す べ き だ 」 と 断 じ ま し た 。 大 森 氏 は 、 砂 川 事 件 最 高 裁 判 決 ( 1 9 5 9 年 ) が 集 団 的 自 衛 権 行 使 を 許 容 し て いる と する 安 倍 政 権 の 主 張 に つ い て 、 「 全 く の 暴 論 だ 」 と 述 べ 、 是 正 し な い 現 法 制 を 可 能 に し た 点 に つ い て 日 弁 連 の 伊 藤 真 ・ 憲 法 問 題 対 策 副 本 部 長 ( 弁 護 士 ) は 「 本 案 は 国 民 主 権 、 民 主 主 義 、 平 和 主 義 、 ひ い て は 立 憲 主 義 に 反 す る も の で 、 た だ ち に 廃 案 に す べ き だ 」 と 表 明 し ま し た 。

↓ 関 連 の 面  
集 団 的 自 衛 権 の 行 使 容 認